

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま 四季だより 第54号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号

わかやま市民生協気付

TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

HP <https://www.cnw-wakayama.jp>

発行：2026年冬 消費者ネットワークわかやま



## 消費者ネットワークわかやま公開学習会 開催 こんな手口に注意！寸劇で楽しく学ぼう

日時：2025年10月11日(土)13:30～15:02

場所：粉河ふるさとセンター・小ホール（紀の川市粉河）

講師：弁護士：浅野喜彦さん

寸劇：劇団「でんでん」(和歌山県消費サポートセンター)

参加人数：76人

共催：紀の川市

今回はじめて紀の川市と共催しました。

最初に紀の川市の農林商工部商工労働課田中雅敏課長より、「わかやま市民生協との包括連携の中、この学習会を開催するに至りました。SNSによる投資詐欺など100万円単位で被害に遭うという事例もあります。消費者被害を防ぐため、日常生活で起こり得ることを学んでください」とご挨拶いただきました。



浅野弁護士からは、「通信販売の定期購入トラブルや副業詐欺、投資詐欺、訪問購入トラブルなどは、民法、消費者契約法、特定商取引法により、消費者が有利なように守られていることを知ってほしい」と説明の後、劇団「でんでん」による、貴金属の訪問購入トラブルについて寸劇で再現しました。この内容について浅野弁護士より「法的に言うと、勧誘の要求をしていない人に勧誘してはいけない。というのがあり、衣類の買い取りで訪問しているのに、貴金属の買い取りをしてはいけない。また、クーリング・オフは書面を受け取った日から8日となっているため、書面（領収書や買い取り明細など）を渡していないことから、期限はないことが指摘できる」とありました。

2本目の獣害駆除の話では、浅野弁護士より「電話で見積りを依頼しているのに、見積もせずに施工して、高額を請求することは法律上、契約を成立したとは言えない。二度と大丈夫、補償しますと言ってるのに再度請求しているのもおかしい」と指摘がありました。

最後に、消費者ネットワークわかやま世話人を代表して由良副代表世話人より挨拶をしました。

# 消費者ネットワークわかやま 啓発講座開催 気をつけよう！インターネットトラブル

日時：2025年11月8日（土）13：30～15：00

場所：和歌山県立 情報交流センター Big・U 会議室2（田辺市新庄町）

講師：和歌山県消費生活センター 相談員：大串 和加子さん

参加人数：12人（うちオンライン2人）

小久保世話人の挨拶の後、講師の大串様より50分程度の講演いただきました。講演では、インターネットに関わる詐欺や騙しの手口として、SMSでの荷物の不在通知や、架空請求メール、パソコン画面などにでる警告表示の解除方法の対処法について学びました。

そのほかにも、最近増えている固定電話やスマートフォンに「2時間後に電話が使えなくなる」と掛かってくる不審電話は「無視すること」と指摘。

特殊詐欺やSNS型投資詐欺についても年々被害額が増え、今年半期で昨年を上回っている事、また田辺市周辺でも警察と名乗り、事件に関与しているからお金を振り込めなどで被害が出ているとの紹介がありました。ネットショッピングでも、事業所の住所、電話番号、返品・解約ができるかをきちんと確認して、激安のサイトは信用しないようにと説明がありました。

講義のあと2グループに分かれて、身近であった出来事や気になる事例などについて出し合いました。「激安のサイトで服を注文したら、破れていたり、縫製ができていないものが届いた」「地元の派出所の新任警察官が訪問してくれたが、本物かどうか疑ってしまう」などの意見が出されました。



# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

## 「家族葬のらくおう」の名称で葬儀事業を運営するライフアンドデザイン・グループ西日本株式会社に対する申入れ活動について

現在、大規模な葬儀は行われたい風潮となり、多くの消費者が「費用をかけないで行いたい」「家族だけで見送りたい」との要望を持っています。その結果、最近では「家族葬」と銘打ち、参列者を限定した小規模で廉価な葬儀が、ウェブサイトなどで多く見られるようになってきました。

当団体に、「父が病院で亡くなったが、提携している葬儀社がなかったため、テレビで盛んにCMを流している「らくおう」に家族葬を依頼したところ、200万円を超える請求があった」という情報提供がありました。

「らくおう」の名称で葬儀事業を展開するライフアンドデザイン・グループ西日本株式会社（以下「同社」といいます。）のウェブサイト进行分析し、同社に「お問合せ」及び「再お問合せ」を行って同社の回答を検討した結果、同社のウェブサイト等の広告表示媒体に、景品表示法上の「有利誤認」に該当する問題があると判断し、差止めを求める「申入書」を、2025年6月2日付けで送付しました。

「申入書」では、一般消費者には、「家族葬」とは認識されていない「直送・火葬式」の金額を基にした「家族葬 76,000円～」という広告表示の停止を求めました。また、式場の使用が必要となるプランでは、当初金額に式場使用料110,000円（税込）を追加した額が役務提供の最低額となることから、広告表示において「原則として式場使用料110,000円を要する」ことを明確に記載するよう求めました。

この申入れに対して、同社からは、同年6月27日付けで、「経営方針を変更することとなり、ご指摘いただいた表示物は削除（修正）となりました」との回答を受けました。その後、当団体で確認したところ、申入れの対象とした表示は行われていませんでした。

そこで、当団体は、2025年8月をもって、同社に対する申入れ活動を一旦終了することにしました。

なお、同社は2025年6月をもって「らくおう」名義での事業を終了しています。

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体26団体（その内、特定適格消費者団体4団体）が活動しています。

## 公開学習会のご案内

公開学習会 in 和歌山市

### 賢い消費者になるために

—消費者と企業(事業者)がともに考える—

日程：2026年3月15日(日) 13:30~15:30

会場：プラザホープ3階・会議室

講師：築野食品工業株式会社

内容：企業が消費者のことを考え、苦労している点や工夫されていること(商品開発のポイント、商品説明やチラシの表示、ネットショップでの表示のわかりやすさ等)、メーカーが消費者にわかりやすいように工夫している点などを学習し、また消費者とメーカーとの意見交換を予定しています。

### ～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～

新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報(四季だより)、ホットな消費者見守りニュース(消費者被害防止の啓発チラシ)をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

申込日： 年 月 日

団体名または個人名

☎： \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 \_\_\_\_\_ 円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名： ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026

## お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局

TEL : 073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>



困ったときには消費者ホットライン <sup>いやや</sup>「188」